

(子ども未来部、環境部、戸井支所、病院局 入室)

午前10時02分開議

○委員長(日角 邦夫) おはようございます。それでは、ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の議題の確認ですが、お手元に配付のとおり進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(日角 邦夫) 異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

1 付託事件審査

○委員長(日角 邦夫) それでは、1の付託事件審査について、議案第1号平成26年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分以下、議案28件を一括議題といたします。

本日は、先の委員会で確認いたしました疑問点等について、質疑を行いたいと思います。なお、質疑につきましては、お手元の一覧表の順で進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより質疑を行います。

まず、北原委員お願いいたします。北原委員。

○北原 善通委員 質問の仕方がちょっと変わったようでありまして、私は順番はちょっと変わりますけれども、議案第25号から入らせていただきます。

一言申し上げますけれども、児童館は子供たちの健全な遊び場、居場所との基本的な役割に加えて、地域コミュニティの拠点施設として地域に根付いたもので、青少年ホールを除いて27館があります。抜本的な財政改革、徹底した内部改革から嘱託業務の見直しということで今年の3月、議会において債務負担行為及び条例を議決いたしております。そういうことから、子ども未来部が担当でございますが、美原、昭和、神山、これ美原は昭和50年、昭和は平成2年、神山は平成23年。新しいんですね。この3つの児童館の指定管理者が決まりますけれども、この管理者になる野又学園にはどのような形で引き継ぎが行われていくのでしょうか。職員の採用については新規に公募していくのでしょうか。それから、ノウハウを継承するという意味においては今いわゆる職員が持っているものをきちんと引き継いでいけるのでしょうか。その辺について確認をしておきたいと思います。

○子ども未来部次世代育成課長(横川 真奈美) 指定管理者への児童館の引き継ぎについてでございますが、児童館は18歳未満の全ての子供を対象にいたしました児童福祉施設でありまして、その運営に当たりましては、子供を健全に育成することや子供の居場所となることのほか、保護者への子育て支援や地域コミュニティの拠点といった役割を担っておりますことから、指定管理者への業務の引き継ぎに当たりましては、地域においてこれまで児童館が果たしてきました役割や責務、また母親クラブを初めといたします地域の皆様との連携や協力につきまして、指定管理者にも十分理解していただくことが重要であると考えております。こうしたことから指定管理者の公募の際に、指定管理者の募集要項におきまして事前準備に関する事項ということを盛り込みまして、平成27年度当初から業務を円滑に行えるように事前に準備を行いまして、本市から必要な引き継ぎを受けることとしておりますので、施設の管理運

営や地域とのかかわり、利用児童や保護者に関する事項などきめ細やかな引き継ぎを行ってまいりたいと考えております。また職員の採用につきましては、指定管理者が決めるものでございますので、公募等につきましては指定管理者に委ねているところでございます。以上でございます。

○北原 善通委員 職員がおられるわけですから、ノウハウも持っているわけですからね。そういう職員を御苦労さんっていうことでなく、いろいろ指定管理者になるところと話し合ってやっていただきたいと、こういうお願いをしておきます。

それから今後の児童館の指定管理者の導入についてはどのように考えているか、まあ27館のうち、始まったばかりですからね。それから嘱託職員、臨時職員でもまだまだ若い職員もおられますしね。そういうことからしても、雇用の確保という点については市としてどのような担保をしていくのか、その辺についてお知らせください。

○子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美） 今後の児童館への指定管理者制度の導入と職員の雇用の確保についてのお尋ねでございますが、このたびの指定管理者制度の導入に当たりましては、指定管理期間を平成27年度から31年度までの5年間としたところでございますが、この期間の中間年でありませぬ平成29年度には一定の検証を行う予定でございます。検証する事項といたしましては、民間の新たな発想や手法を取り入れた効果的で効率的で魅力的な児童館運営が図られているか、地域や母親クラブとの連携事業の実施状況、また利用者の皆様の御意見や利用者数の推移のほか、自主事業の実施状況なども踏まえて検証した上で、今後の導入につきまして判断してまいりたいと考えております。なお現在いる嘱託職員等の雇用につきましては、次の指定管理者制度の導入の際に、その時の定年退職ですとか、雇用の期間等も勘案いたしまして、進めていきたいというふうと考えております。以上でございます。

○北原 善通委員 児童館ができた頃は、ほんと良かったということで皆喜んだものですが、急激にどんどん子供たちがいなくなってしまうとね、さみしくなりますけども、それに合わせて臨時といえども嘱託職員もですね、頑張ってきたところでございますから、その行く末について十分ひとつ検討してあげていただきたいと。学童保育との関係も、2か所ぐらいはあるんですが、これに関連してちょっと話と思ったけども、見ましたら、それについての発言もあるようですから、私はこの程度でやめておきます。

それから、議案7号平成26年度函館市病院事業会計補正予算、このエイズ治療患者の動向と治療の実態はどのようになっているか、知らせれる程度でいいと思いますけども、あまりはっきり言えないかもしれませぬけども、わかる範囲で説明していただきたいと思います。

○病院局管理部長（渡辺 史郎） H I Vの陽性患者、あるいはエイズを発症した患者さんの数、これにつきましては、厚生労働省、都道府県が公表しております。ただそれより小さい地域、医療機関別の公表は行っておりませぬので、市立函館病院の患者数も申し上げるのはちょっと差し控えさせていただきます。それから治療の実情ですけども、現在非常に効果的な抗H I V薬——薬です——ができて、H I V陽性の方でも治療を続けながら生活できる、あるいは仕事ができるようになっております。市立函館病院でも主に外来で抗H I V薬の処方、服薬指導などを行っております。以上です。

○北原 善通委員 とうとう函館まで来てしまって、そういう治療を受けているっていう実態が浮き彫りになっているわけですが、本当にこういう病気についてはですね、ないほうが一番いいんで、ひ

とつ、とっております。

それから、次にですね、病院事業の補正予算にエイズ治療拠点病院整備事業費補助金が3,309万1,000円補助金収入とのお金が、病院器械備品購入費として同額の補正予算が組まれておりますけれども、今回の補正予算の収支またはそのエイズ治療の拠点病院の状況と、函病として拠点病院になるためにはどのような器械が不足していて、今回何を購入しようとしているのかということについてお知らせいただきたいと思います。

○**病院局管理部長（渡辺 史郎）** 今回のエイズ治療拠点病院整備事業費補助金を活用して購入する器械等についてのお尋ねですけれども、今回購入する器械は、白血球やヘモグロビンを測定する多項目自動血球分析装置など5点を予定しております。これはエイズ治療拠点病院として先ほど申し上げた抗HIV薬の効果などを検査するために活用できるほか、一般の検査などにも活用できるものです。それからエイズ拠点病院ですけれども、市立函館病院は平成8年にエイズ治療拠点病院に指定されております。全国には約380ございまして、道内にも19あります。このエイズ治療拠点病院の役割ですけれども、地域において重症患者さんに専門的な治療を行うこととされておまして、先ほど申し上げた外来での治療のほか、さまざまな診療科での受診あるいは入院治療も可能ですので、そういった器械を整備して拠点病院としての役割を果たしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○**北原 善通委員** さらに確認をしておきたいんですけれども、導入効果として、どの程度のものを期待しているのかということについて、改めて。

○**病院局管理部長（渡辺 史郎）** どの程度のもの・・・。金額とか器械ということになるんでしょうか。かつてエイズ治療拠点病院整備事業費補助金というのは、100万円単位で市立函館病院確保できていましたけれども、いろいろ医療器械もどんどん進歩していますので、そして治療に要する、日進月歩なものですから、金額が多ければ多いに本当にこしたことはないものですから、2、3年前から少し太い金目で国のほうに要望してですね、1,000万円単位の補助金を確保することが、2、3年前からできるようになりました。ことしもこの3,300万円のほかに、2次の申請もしているところでして、規模としては多ければ多いほど我々も非常に活用できるというふうに考えているところです。答えになっているかどうかわかりませんが、以上です。

○**北原 善通委員** この病気は、出た当時は、もう本当に不治の病だというような、受け取っていましたがけれども、今の医学では完治させることは可能なのか。

○**病院局長（吉川 修身）** 予防薬というのは進歩していきまして、HIVになっても、エイズを発症しなければいいわけです。だから、エイズを発症するのを抑制する薬が非常にできてきて、予防薬でどこまで抑制するかは僕は専門的でないのでわかりませんが、かなりエイズを発症を抑制することができるということです。早期発見すればですね、ということです。エイズに発症してしまったら、なかなか大変だと思います。

○**北原 善通委員** 輸血によってもう感染するわけですね。輸血の感染度というのは、やっぱり、パーセンテージでいくと高いんですか。もうこれからはないと思いますけれどもね、今まではやっぱりあったわけですが。

○**病院局長（吉川 修身）** 今はほとんどないと考えていいと思います。ただ、ウィンドウズピリオドと

いって、献血段階で陽性でないのに、あとから出てくるっていう人を捕まえることができない場合に、そういう人が入り込む可能性はあり得る。だけど、かなりほとんど今はないと考えていていいと思います。

○北原 善通委員 終わります。

○委員長(日角 邦夫) はい、それでは北原委員の質疑を終結いたします。

理事者の交代がありましたらお願いいたします。ないですか、よろしいですか。

次に板倉委員、お願いいたします。

○板倉 一幸委員 それでは、何点かお聞きをさせていただきたいと思いますが、まず、議案第7号で、病院局の病院事業の会計の補正予算にかかわってですが、これ後ほど病院条例の改正にもかかわることなので、そちらのほうでも質問させていただきたいというふうに思いますけれども、まずは今回産科再開にかかわって病院器材の備品の購入、こういうことが予定をされるようですけれども、この産科も9年ぶりに再開をするということで、我々もこの間市立函館病院における産科の再開を待ち望んでおりましたので、大変よかったなど、こういうふうに努力をされてきた病院局の皆さんにも御礼申し上げたいというふうに思いますけれども、今回の器材の購入、これはどういうものを購入をされる予定なのか、そして、9年前まで産科をされていたわけですから、その当時使われていた器材などもまだあるんだろうというふうに思うんですが、それらについては、使用することができるのか、あるいはできないのか。その辺のところについてまずお聞きをしたいと思います。

○病院局管理部経理課長(根本 弘樹) 産科再開に当たって、医療器械についてその内訳と、それは新規で購入するのかといったお尋ねでございますけれども、産科につきましては、今お話ししたとおり、平成27年度早い時期で再開に向けた準備を進めているところでございまして、購入しようとしている医療器械でございますが、お配りしております定例会提出予定案件資料の2ページに債務負担行為の病院器械備品購入費の中に括弧書きで項目としては記載しておりますが、母体の陣痛の度合いや、心拍数などを計測する分娩監視モニタシステムなどこちらに記載の5点、これについて今回購入させていただきたいというふうに考えているものでございます。また、平成18年から9年間休止をしておりましたので、この間一度も更新しておりませんので、対応年数的にも経過しているという状況もございまして、再開に当たりましては、新しいものを購入する予定でございます。以上でございます。

○板倉 一幸委員 今この分娩監視モニタシステム、モニタリングシステム、以下4点を購入する予定だということになっていますが、分娩の再開にかかわっては、これだけの器材でいいということではないですね。今年度の、平成26年度の当初予算にも何か器材の購入ですとか、ちょっと予算書見ただけでははっきりわかんなかったんですが、そういったものもあったんでしょうか。

○病院局管理部経理課長(根本 弘樹) 産科再開にかかわっての医療器械についてのお尋ねでございますけれども、平成26年度当初予算におきましても、予算額で1億円と言うことで計上させていただいております。また、平成27年度につきましては、このたび債務負担行為でお願いしているもの以外でも平成27年度になってから購入をするべく、平成27年度の予算要求させていただきたいというふうに考えて準備を進めているところでございます。以上でございます。

○板倉 一幸委員 わかりました。平成27年度の予算は今ここでお聞きするわけにもいきませんが、産科の再開にかかわっては、おおむね全体枠としてどのくらいこういった、人材の関係についてはまた後ほどお聞きしますが、器材などは必要とされるのか、その辺のところは大体わかるのでしょうか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎） 平成26年度の予算では、産科の再開に向けて医療器械として1億円。それから3階東病棟と言いますが、9年間使われていなかった分娩室ですとか、NICU——新生児のICU——それらの更新などの設備整備に1億5,000万円で、平成26年度には2億5,000万円の予算を計上しています。そして平成27年度はさらに積み残しの器械の購入に1億円程度の予算を計上しようという、そういう心づもりでおります。以上です。

○板倉 一幸委員 そうすると、平成26年度で2億5,000万円で、今回補正でこれは8,600万円ですから、これに少し追加をして1億円ということになるのでしょうか。それくらいの額で大体産科としての診療を、再開をするという体制が整うと、こういうことでよろしいんですね、はい。

あわせて病院条例の一部改正についても伺いたいと思うんですが、今回の条例改正で、従前分娩介助料という名称で項目が立てられて、今回はそれを分娩料と、こういう名称になっているんですが、私も別に専門家じゃありませんので詳しくはわかりませんが、これまではっていうのか、私の認識では分娩料ってというのは正常分娩で分娩される方にかかわる費用といいいますか、そういうことで、分娩介助料というのは正常分娩以外の異常分娩っていうのでしょうか、いろんな正常分娩できなかったそういった皆さんの分娩料というか、そういうような名称、呼称だというふうに思っていたんですけども、その辺のところはどうなんでしょうか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎） 従前はですね、医師や助産師が分娩の手助けをすること全般を分娩介助と呼んでおまして、分娩介助料を徴収するという病院が、市立函館病院も含めまして多くて、現在もそのような名称を残しているところが多くあります。そうした中で、市立函館病院が産科をちょっと休止している間なんですけども、平成21年に日本産婦人科医会が用語の定義をいたしました。今、板倉委員おっしゃったように、分娩料というのは正常分娩時における医師の技術料及び看護料に相当するものと。それから分娩介助料は異常分娩時における保険給付以外、つまり自費で行う手術料というように定義をいたしました。今回、市立函館病院が9年ぶりに産科を再開するに当たりまして、分娩にまつわる料金を定めるに当たりましてですね、改めて用語をもう一度見直しまして、そうした中で市立函館病院として想定される異常分娩というのはほとんど帝王切開というふうに考えております。この帝王切開につきましては医療上必要だということで帝王切開を行う。そうしますと全て保険診療となりますから、異常分娩にかかわる自費部分になる分娩介助料というのは設けなくても差し障りがないと判断したところなんです。そして、正常分娩時の料金を分娩料ということで設定するという今回改めるものにしたものです。なお、吸引ですとか鉗子を用いて分娩をするという場合も広い意味では異常分娩に入るといふように言われてますけども、結果として正常分娩になりますから、自費扱いの分娩料を徴収するということで差し障りがないというふうに我々考えております。以上です。

○板倉 一幸委員 私も平成22年4月に出ている日産婦医会報っていうのでしょうか、これ見ているんですけども、分娩料と分娩介助料というふうに分かれているんですが、これはそう分かっているけれども、今おっしゃったここにも書いている鉗子娩出術とか吸引娩出術とか、まあそういうような処置を行って

分娩をする。それも要は分娩料という名称で一向に構わないと、こういうふうになってると、別に分娩料と分娩介助料と分けをして、例えば条例で項目をしなくてもそれは全然かまわないような、こういうようなことなんですか。

- 病院局管理部長（渡辺 史郎）** 細かく申し上げますと、今板倉委員おっしゃったように吸引ですとか鉗子を用いて分娩をやれば、普通の正常分娩よりは手間がかかるわけですから、それだけ医者の方の技術料とかもかかるんで、少し高めに取ってもいいという根拠にはなるんですけども、結果としてその部分を自費で取るという規定をあえて設けるかどうかというのは各医療機関の判断だと思っております。そして、先ほど申し上げたとおり吸引あるいは鉗子を用いたとしても、正常分娩として普通に帝王切開というところまでやらなくても分娩できるということですから、通常の正常分娩の分娩料の徴収で十分ではないかという我々の判断です。以上です。
- 板倉 一幸委員** そうすると、高く取ってもいいんですけども、しかしそこは市立函館病院としては通常分娩と同等の、同額の処置費でいいよとこういうふう考えたということなんですね。そこで分娩料なんですけど、今回従来8万2,000円、診療時間外ですと8万2,000円の分娩介助料。深夜ですと8万7,300円、深夜も2つあって8万7,300円のとときと9万2,600円とこういうような料金になったんですけども、今回診療時間内が15万円で、診療時間外が18万円とこういうふうにしようとしているわけですけども、その金額の根拠といいますか、その金額にしたという理由はなんでしょうか。
- 病院局事務局医事課長（野呂 昭浩）** 分娩料の設定の根拠についてのお尋ねでございますが、基本的に分娩料を設定するに当たりまして、出産にかかわって通常5日から6日の入院というのが発生することになります。その間の分娩料及び入院料に相当するもの、その総額が現在健康保険から出産育児一時金として42万円というものが最大支出されることになっておりますが、その範囲内の中で、おさまる範囲の中でということで、後道内の各市立病院の現状も参考にさせていただきながら、今回の15万円という金額を設定させていただいているところでございます。以上です。
- 板倉 一幸委員** そうすると大体、他の自治体病院といいますか、公立病院の分娩料と同等程度ということになるんですか。
- 病院局事務局医事課長（野呂 昭浩）** 金額につきましては、多くやっているところで、市立釧路病院ですとか、市立札幌病院等で道内ではかなりの件数の出産を行っているんですけども、そのことほぼ変わらない金額ということとなっております。以上でございます。
- 板倉 一幸委員** 変わらないというようなこと。ところで、市内の他の医療機関の分娩料というのはこれも大体同じぐらいの金額なんですかね。
- 病院局管理部長（渡辺 史郎）** 市内の市立函館病院と同じぐらいの規模で産科をやっている病院が2つほどありますけども、そちらのほうは名称、分娩料というだけじゃなくて、分娩管理料とかという名目で別扱いにしているところもありますけども、大体16万円ですとか、15万8,000円ぐらい徴収している病院と把握していますんで、そこよりは市立函館病院がちょっと安い水準かなというふうに今考えております。以上です。
- 板倉 一幸委員** わかりました。額としては妥当な金額だとこのようなことになるわけですね。そこで、分娩を、産科を再開するということになるわけですけども、先ほど器材の関係などはお聞きをしました

けれども、器材とともにですね、これはマンパワーが必要になってくるわけですね。ドクターが確保できたから今回、産科を再開するということになるわけですが、それ以外にも助産師さんですとかそういうような人材もちろん必要になってきますし、その辺のところはどういうふうになっているんでしょうか。

○**病院局管理部庶務課長（本間 豪）** 産科再開に必要な体制でございますけども、医師につきましては産科の医師が2名、婦人科の医師3名、合計5名体制と。助産師については8名は必要と考えております。医師につきましては現在4名在籍しております、残り1名につきましては新年度赴任する予定というふうになってございます。助産師につきましてはでございますけども、現在5名在籍しております。平成27年の4月には新たに新人の助産師でございますけども、数名採用できる見込みというふうになってございます。以上でございます。

○**板倉 一幸委員** あえて聞かなくてもいいんでしょうけども、先ほど4月ドクターの赴任予定だと、これは間違いなく赴任していただけるんでしょうね。準備はしたけれども、実際、キャンセルと言ったら言葉は悪いですけども、来れなくなったということで再開できなかったということはないんでしょうね。

○**病院局長（吉川 修身）** 私、11月に教室行ってまいりました。で、お約束してまいりましたので大丈夫だと。なかなか大学のほうも実は本当は人材不足で逆に2カ所ほど撤退する病院があるみたいです。

○**板倉 一幸委員** ありがとうございます。御努力いただいて産科再開ということで、先ほど申し上げましたが大変喜んでおります。それでドクターの数は医師の数は5名、それから助産師さんは8名必要だということふうにお聞きをいたしました。その人材の確保の手当てがついたということになるわけですが、5名いらっしゃる助産師さんは従前産科がやられてた時にいらっしゃった方なわけですよ。残り3名、最低でも3名ということになるんでしょうか、8名必要だということであれば、残り3名は、少なくとも3名の助産師さんは必要だということになるんですが、この3名の方は、新人の方ばかりなんですか、それともどこかで経験をされてきた方なんでしょうか。

○**病院局管理部庶務課長（本間 豪）** 新しく採用する助産師につきましては新人でございます。今年国家試験を受験する予定でございますので新人でございます。以上でございます。

○**板倉 一幸委員** 私もちょうと詳しくわからなくてこんなこと聞いて申しわけないんですが、国家資格を取られて新しく助産師さんになれるそういった方々の研修というか、実際に出産に立ち会って分娩の介助ができるというようなことに、精通というか、実際に現場でできるというまでには少しやっぱりそういった経験ですとか、あるいは研修ですとか経験ですとかそういったことが必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどうされるのか、どう考えているのか。

○**病院局管理部長（渡辺 史郎）** まずもう一度申し上げますけども、産科を再開するに当たって、助産師さんは最低8人必要だというふうに今申し上げておりました。今現在5人いる以外に、来年度たぶん5人程度採用できるんで10人ぐらいにはなるんだろうというふうに考えております。ただその来年採用する5人がいずれも国家試験を受けてやる新人ということになりますので、すぐに即戦力になるというところではないものですから、来年4月に採用した後、先ほども申し上げているとおり、道内の市立病院の中では最も分娩数、800以上の分娩を取り扱っている市立釧路総合病院、こちらのほうに4月以降研修に行っていて、そこで分娩に実際に従事してもらおうと、それで恐らく市立函館病院で本格的

にきちんと分娩を行うというのは秋以降になると思うんですけども、そのときには大分実戦経験を積んでやっていただけるようにしたいと思っております。それから今いる5人の助産師さんも分娩の現場から9年離れているわけですから、もちろん現場の勘を取り戻すためにこちらは中央病院さんのほうにお願いしてですね、今年度中にそちらで実際に研修を受けていただくということをお願いして実現しているところです。以上です。

○**板倉 一幸委員** そうしますと、スケジュールにかかわることにもなるんですけども、一部報道で来年の5月頃に産科再開できるとこういうような報道がなされてましたけども、今部長のお答えによると産科の再開には最低8名の助産師さんが必要だと。で、新しく採用する助産師さん5人は採用されてから釧路の市立病院に行かれて研修をします。それから現職の5名の方は市内の中央病院などで研修をするということになると助産師さん実際にはいないということになるんですか。どうなんでしょうか。

○**病院局管理部長（渡辺 史郎）** 今も市立函館病院に在籍している5人の看護師さん（後刻「助産師」に訂正）は今年度中に研修をして、来年の4月には携われるようにというふうに、勘を取り戻していただくという予定です。スケジュールの話ですけども、先ほどもちょっと触れましたけれども産科の再開、平成27年度の早い時期に再開したいと考えておりますけれども、すぐ平成27年度の頭から分娩することにはなかなかかなりにくい。それでまずは最初は予約を入れていただいて、検診をするというようなことを半年程度、で、秋ぐらいから本格的に分娩というのをを行うというふうに考えているところです。以上です。

○**板倉 一幸委員** そうですよ。通常出産は妊娠がわかってというか、そこで診断を受けて、そこから数カ月後に出産ということになるわけですから。そうすると例えば、今よく言われているように出産間近に急に病院に駆け込んで出産をされるとこういうような方がある程度いらっしゃるということも聞きますけども、そういった患者さんはお受けにならないと、この秋ぐらいまではやらないということなんでしょうか。

○**病院局管理部長（渡辺 史郎）** 先ほど申し上げた通り、予約を入れて普通に産するというのは秋からになるだろうと。ただ、今板倉委員おっしゃったように緊急で産という場合もあります。それは市立函館病院のいろんな器機が整って、分娩が可能だということになれば、なるだけ早くやりたい。ただ先ほども言ったように、医療器械とかも全部調達してですね、準備を整えなければなりません。設備も今改修、まだ着手していないところもありますので、それが5月あるいは6月ぐらいになるのではないかと。なるだけ急ぐつもりではおりますけどもそういう見通しです。以上です。

○**委員長（日角 邦夫）** 渡辺管理部長、先ほど中央病院のほうに研修に行かれるという方は看護師、助産師。

○**病院局管理部長（渡辺 史郎）** 助産師です。ごめんなさい、助産師で。済みません、訂正です。

○**板倉 一幸委員** 大体わかりました。そういうことで再開はできるだけ早く、今の答弁ですと5月から6月には再開をします。それまでに一定の施設の改修ですとか器材の購入ですとかそういったものそろえてということになると。実際に通常分娩というか、出産については秋ぐらいからとこういうような予定で進めて行くということですね。ところで分娩の取扱い数というか、どのくらいを予定をされているんでしょうか。

- 病院局事務局医事課長（野呂 昭浩）** 分娩の予定件数についてのお尋ねでございますが、先ほど産科医2名、助産師8名という今想定をしている中で、この医療従事者に過度の負担をかけない、そのような程度の出産として、おおむね年間200件程度というものを考えております。ただ、先ほど来年度につきましては申し上げました通り、秋くらいから本格的に始まるということでその半数程度、約来年度は100件程度の分娩というふうに今のところ考えておるところでございます。以上でございます。
- 板倉 一幸委員** そうですか。先ほど釧路の話がありましたけども、釧路が確か800件くらいというふうなことで、それから比べるとかなり実際の出産取り上げ件数というのか、取扱い件数というのか、低いんですよね。その程度が今の市立函館病院のスタッフやあるいは器材ですとか、そういったものから考えるとやむを得ない、妥当なのかというふうにお考えなんでしょうか。
- 病院局事務局医事課長（野呂 昭浩）** ちょっと今、はっきりした数字を持ってないんですが、釧路の産科医確か5から6名くらいだったかと思います。その部分から考えますと、医師の数で3分の1程度というふうに考えるとおおむね200件程度が妥当なところなのかなというふうに今のところ考えているところでございます。以上でございます。
- 板倉 一幸委員** 今、医師の数、釧路が何名っておっしゃいましたか。
- 病院局事務局医事課長（野呂 昭浩）** ちょっと今正確な数字持っていませんので。
- 板倉 一幸委員** 産科の医師の数っていうことですね。（「はい」の声あり）多分市民の皆さんの期待はですね、大きいというふうに思うんですよね。そういう意味では件数が少しそういう意味では少ないような気もしないわけではないんですが、過度のといえますか、あまりそこで件数多くてこれまた医療事故ですとか、そういうものにつながったりすればまた困りますから、そこは当面そのお話はわかりましたけども、実際にやってみてどうなのか、件数がもう少しやっぱり——200件というのはそういった件数を、予約を受け付けるということですよ。ですから、やられてみて来年度、再来年度ですね、もう少しふやせるようであればふやしていくというようなことはもちろん可能ですよね。
- 病院局長（吉川 修身）** 当院に役割を与えられているのは正常分娩ではなくて、多くは異常分娩が要請されてくる頻度が高くなるんですね。ですから産科医2名でも実際の業務はかなり厳しい業務になります。で、大都会、東京あたりですとそういう当院みたいな施設では70%が帝王切開と言われてますけど、この前うちの産科医に聞いたところはそのまではいきませんと、うちの病院で多分三、四十%ぐらいじゃないでしょうか。ですから函館市内にはほとんど帝王切開をやらない民間の産科の開業医の先生方がいらっちゃって、そこは1施設で2、300件やっておりますので、そういうものを我々が取っちゃう感じにならないようにしなければならぬ中で大体200件という。この200件というのは産科の専門医というか、認定医を取るための必要最小限の数なんですね。ですからそこを目標にしているだけで、現実には200件行くかどうかというのも難しいところかもしれません。
- 板倉 一幸委員** わかりました。そういう形で進められるということについては了解いたしました。
- それでこの項では最後ということになるんでしょうか。この間、助産施設の問題でいろいろ市の当局もあるいは議会も各行政機関に対する要請ですとか、こういったこともいろいろ行ってきた経緯があるんですが、今回市立函館病院で産科を再開されるということになりますと、この助産施設の指定については、また市立函館病院は助産施設となると、こういうことになるんでしょうか。

○**病院局管理部長（渡辺 史郎）** 市立函館病院は助産施設として指定されておりまして、現在それが休止中です。したがって産科が再開されて通常の分娩が行われるようになれば、市と協議して助産施設として再開していくことになると考えております。なお、市立函館病院としては、一医療機関としてほかの病院と助産施設の業務を分担したいというふうに考えておりますので、複数の助産施設があるのが望ましいなというふうに考えています。市のほうにそういう要望を伝えていくということになると思います。以上です。

○**板倉 一幸委員** なるほど。今渡辺部長は他の助産施設と役割を分担していきたいというふうにおっしゃいました。この間もいろいろ本町・五稜郭地区の問題で助産施設のあり方というか、このことについていろいろと議論がありました。今も中央病院さんとか五稜郭病院さんが助産施設に指定をされておりますが、これは市立函館病院で本当にできるのかどうかわかりませんが、そういった助産施設に指定をされている他の医療機関については今後市立函館病院が助産施設として指定の再開をされた後はどういうふうになっていくのでしょうかね。

○**子ども未来部長（岡崎 圭子）** 助産施設にかかわってのお尋ねでございます。

平成18年2月に函病の助産施設が休止になったということで、代替りの助産施設として中央病院と五稜郭病院について社会福祉法人函館厚生院に設置認可申請を要請いたしまして、同年の3月に認可をしたという経過がございます。一方で平成19年3月に、健全な繁華街の発展のためにということで、本町地区の約5.9ヘクタールが都市計画法上の風俗施設の立地も可能な商業地域に変更となったところでございます。けれども、中央病院が助産施設であることにより、周辺での風俗営業が許可されないという大きな矛盾が生じたということで、これまで関係団体等と協議を行ってきたところでございます。このたび函病の産科が再開する予定ということになりましたので、私どもの助産施設についてもお願いをしていきたいと思っておりますけれども、先ほどの管理部長の答弁のとおり、助産師につきましても新人の採用等も考えて、研修も行っていかなきゃいけないということもお聞きしておりますので、一定の期間も要するのだろうということから、産科の再開時期にあわせた同時期の助産施設の再開は難しいんだろうというふうに受けとめておりますので、助産施設としての再開の時期ですとか、体制の整備等につきまして、現在も函病と協議をしているところでございますので、その内容を詰めた上で、その後で函館厚生院とも協議をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○**板倉 一幸委員** そうすると、産科の再開と同時に市立函館病院が助産施設の指定を受けるといって、されるのは少し無理だろうから、体制が整った時点で助産施設の指定をすると、こういうようなことになるわけですね。その時点で、中央病院さんとか五稜郭病院さんの助産施設の指定の解除といつか、中止と言うんでしょうか、をしていくと、こういうようなことになるんでしょうか。

○**子ども未来部長（岡崎 圭子）** 助産施設につきましては、私どものほうから一方的に指定をすることかということではなくて、認可の申請をしていただくという形の中で進めていますので、函館厚生院さんとも十分にその辺の協議をして、理解をしていただいた上で、認可の取り下げと言いますか、そういった形にもっていければいいかと思っておりますけれども、どのような形で具体的内容を詰めていくかということにつきましては、厚生院もそうですし、函病もそうですし、関係する病院との協議を詰めながら内容を精査していきたいというふうに思っています。

○板倉 一幸委員 わかりました。そうしますと、今後市立函館病院で産科が再開されて、その後そちらのほうの厚生院さんともいろいろ協議をしながら、いずれかの時点で、どうおっしゃっているのかは私は聞いておりませんからわかりませんが、いずれかの時点で先方の意思に沿う形での、そういうようなことになっていくとこういうようなことで考えていいですね。はい、わかりました。それでは病院局にかかわる質問もこれで終わらせていただきたいと思います。

次に、議案の第10号で、今回地域会館の条例が、地域会館7カ所廃止をされると、こういうようなことで、地域会館条例の改正が行われるわけですが、戸井支所管内では、従来6カ所あったところが2カ所に、南茅部支所管内では6カ所あったところが3カ所にとこういうふうに7カ所が廃止をされるとなっているわけですが、この地域会館は、旧市内でも同じですが、住民のそういった活動などに十分活用されると、こういうような意味での重要な施設であるというふうに思うんですが、まずは、この廃止をされるという7カ所も含めて、利用実態というのはどうなっているんでしょうか。

○戸井支所市民福祉課長（松澤 ゆかり） 廃止をする地域会館の利用実態についてのお尋ねでございますが、戸井地域におきましては、選挙の投票所や町会、福祉団体、子供に関する団体などが、季節の行事や会議等で利用しているほか、地域内に民間施設がないことから、個人の葬儀や、祝い事などにも利用されております。また、昨年度の利用状況につきましては、小安西会館が5件、小安東会館が9件、釜谷会館が2件、汐首西会館が11件となっております。以上でございます。

○板倉 一幸委員 そうすると、利用件数としてはそれほど多くはなかったということなんですね。それで、そうすると投票所は別にしてもいろいろな地域の住民の皆さんの活動に利用されてきたと、こういうふうになっているわけですが、そこも7カ所が廃止をされてもそういった住民の皆さんの活動だとか、あるいは今特に災害時の避難所というのが大変重要な意味を持ってきているわけですが、そういうものに影響がないと考えていいのでしょうか。

○戸井支所市民福祉課長（松澤 ゆかり） 地域会館の廃止に伴う災害時の避難についてのお尋ねでございますが、戸井地域におきましては、廃止する4会館のうち、小安西会館が地震・土砂災害の、汐首西会館が、地震・津波・土砂災害の避難所となっておりますが、どちらの施設も近隣にそこを補うことのできる施設があることから、廃止になりましても大きな問題はなく、地域の理解を得ることができたものと考えております。以上でございます。

○板倉 一幸委員 今近隣に代替の施設があるというふうにおっしゃったんですが、ちょっと私も頭で考えてそこに何ががあるのかというのがすぐさま出てこないんですが、ちょっと細かくて申しわけないんですが、どういった代替施設があるんでしょうか。距離っていうか、どのくらい離れているのか。

○戸井支所市民福祉課長（松澤 ゆかり） 廃止する小安西会館の近くなんですけど、同じ町内会に小安中央会館がございます。こちらのほうの施設につきましても、地震・土砂災害の避難所となっております。また、汐首西会館、こちらは、地震・津波・土砂の災害避難所でございますけれども、ここも同じ町内に汐首神社の境内がございます。それが地震災害。それから隣の町会になりますけれども、潮光中学校、こちらが津波の避難所。そしてこれも釜谷町会、隣の町会になりますけれども、土砂災害が青少

年会館というものがございます。以上でございます。距離につきましては、そんなに・・・、計っていないので、済みません。以上でございます。

○**板倉 一幸委員** そんなにっていうのもよくわかりませんが、特に今回も私もちょっと一般質問で改めてもう一度質問したいと思っているんですが、9月の議会でも、広島の大規模な土砂災害にかかわっているような質問が、やり取りがされていたと思うんですが、やっぱり一刻を争うわけですよ。で、避難をする、そういう施設なわけですから、それが確かに同じ町内会にあるのかもしれませんが、実際に避難をする、あるいは逃げていくというか、そこに行くまでの必要な時分というのは、やっぱり命にかかわることなわけですから、その辺のところ、まああんまり離れていないのかもわかりませんが、本当に大丈夫なんですか。今おっしゃった中に、神社の境内もあったんですが、神社の境内ということは、何というか、屋根のついていないというか、そういうことになるわけで、それを廃止をして、青空の、広場のようなどころにというようなことよりも、施設があるなら施設にというふうに考えたほうがいいのではないかというふうに思うんですけれども、その辺のところはどうですか。

○**戸井支所市民福祉課長（松澤 ゆかり）** 先ほど距離につきましては、そんなにっていうことだったんですけれども、各町会におきまして、ただいま災害に向けた防災訓練などしております。いろんな状況想定いたしまして、その地域で高台に逃げるですとか、車を使って逃げるですとか、いろんな部分、いろんなものを使いまして避難訓練を実施しているところでございます。汐首の町内会なんですけれども、西会館が汐首神社境内の側に、また汐首神社の社務所ですとか、地藏堂という施設が、民間の、町内会の施設なんですけれども、そういう施設はございますので、そのようなことで御理解をお願いします。以上でございます。

○**板倉 一幸委員** コストの問題と、実際に建物を維持管理するためには、当然指定管理者でやられていたんでしょから、その指定管理者に委託をするコスト、費用が利用の実態から見ると、あまり効果が上がっていないというか、そういうようなことなんだろうとたぶん憶測をするんですが、今先ほど申し上げましたけれども、実際の災害の時には、人の命ですから、お金に換えられないと、こういうことになるわけで、その辺のところ、他に施設があるからということだけで廃止をすると、こういうようなことは果たしてどうなのかという疑念はまだ残るんです。そこで、地域の住民の皆さんに当然廃止をすること、こういうことのお話はして、地域の皆さんとも、今私が申し上げたことを含めてどうするんだというふうなようなお話をされていると思うんですが、その辺のところはどうなんですか。

○**戸井支所市民福祉課長（松澤 ゆかり）** 地域会館の廃止に伴う地域住民の同意についてのお尋ねでございますが、戸井地域におきましては、これまで地域会館の利用者数の減少や、今後の集会施設の適正配置について、町会長との懇談会で検証しながら協議を進めてまいりました。また、集会施設が複数設置されている町会とは、町会役員との協議を進めてきたほか、当該町会の総会におきまして、施設を廃止することに対し同意をいただいているところであります。なお、各町会との協議の進捗状況につきましては、地域審議会におきまして説明しているところでございます。以上でございます。

○**板倉 一幸委員** わかりました。ただ東部4地域は、町会のみなさん、町会の例えば役員の皆さんと町会にお住まいになっている住民の皆さんとの間のコミュニケーションというのは、十分多分とられているんだろうと思います。函館、旧函館本庁管内というか、旧市内のほうは、町会の役員の皆さんの意見

が果たして地域全体の意見になるのかどうかというのは、これは少し疑念も残るようなところもあるんですけども、これは大丈夫ですよ。地域の皆さんの、総意ったらおかしいですが、地域の皆さんがわかったと、こういうふうにお考えになっていると考えていいんですね。いいんですね。まあいいというふうにおっしゃっているんで、ぜひ廃止をしても先ほどの住民活動ですとか、あるいは災害の避難ですとか、そういったことに支障がないようにまず運用していただきたいということと、それからあわせてそういった災害の際には避難が的確に、適切に行われるように地域の皆さんとその辺の連携というか体制は十分とっていただきたいと、そのことをお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長（日角 邦夫） はい、それでは板倉委員の質疑を終結いたします。

理事者の交代がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

次に小林委員、お願いいたします。

○小林 芳幸委員 私のほうからは、病院局の議案第19号ですけども、先ほど細かく質疑がございましたので、大体再開についての、函病がやるべき意義だとか、その辺もお聞かせいただきました。民間のほうを圧迫しないように進めるということですので、今出産なんかでも、健診もずっと受けずにいきなりこの日生まれるだとか、そういう飛び込みの出産だとか、そういう受け入れだとか、そういう周知方法ですね、これから再開するというので、そのような周知方法というのは積極的に行うのか、もしくはそんなに行わないのかだとか、市内だけにとどめるのか、市外のほうにもそのような周知方法をするのかということ、そのようなことをちょっとお聞きしたいと思いますのでお願いします。

○病院局管理部庶務課長（本間 豪） 産科再開についての周知方法についてのお尋ねでございますけれども、現在、平成27年度の早い時期での産科再開に向けて準備を進めておりますが、その進捗につきましてはメディアを通じましてお伝えしているところでございます。今後具体的な日程が決まった際には、そのほか院内の掲示を初め、広報紙だとかホームページ、これを活用しまして、市内、市外の方にも周知できるような仕組みで周知していきたいと考えております。以上でございます。

○小林 芳幸委員 先ほどのいきなりきょう生まれるというような方というのは、基本的に受け入れるような体制になるのでしょうか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎） 先ほども申しあげましたけれども、普通に健診をしながら予約を入れてと言うのは、きっと秋口からの出産の扱いになると思うんですけども、設備が整った暁には、今小林委員がおっしゃったように、緊急に出産だというのは恐らく5月ないしは6月から受け入れることが可能だというふうを考えております。以上です。

○小林 芳幸委員 ありがとうございます。19号については以上です。

次に、環境部の議案第63号の損害賠償にかかわる事故についての質問なんですけれども、資料のほうも読ませていただきまして、損害賠償が起きて、加害者、被害者とも職員ということで、再発防止等の部分をどのように行っているのか、まずお聞かせください。

○環境部清掃事業課長（宮下 勝弘） これまでも労務災害ゼロに向けて収集運搬業務に係る安全作業マニュアルの見直しや、災害防止のための研修等を実施してきておりますが、このような事故を引き起こしてしまいましたことは、誠に申しわけなく存じております。事故再発防止の具体策といたしましては、このたびの事故を踏まえ、直営と委託の収集作業員全員を対象とした、職場安全作業研修会

を実施したところでありますが、今後におきましても、定期的に研修をおこなうとともに、現在取り組んでいるリスクアセスメントをもとに、職員の作業に対する安全意識を一層高め事故防止に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○**小林 芳幸委員** はい、ありがとうございます。被害者の方はかなり頭打ったりとかということで、加害者については何も処分がなかったということだと思えるんですけども、通常民間であれば、社員同士の事故だとかというのは保険がでなかったりとかですね、本当に厳しく処罰されるのが普通だと思うんですけども、恵まれた環境だなというふうに私は思うんですけども、そこで、それに甘んじないでしっかり教育していかなければまた再発するということもあり得ますので、しっかりその部分は行っていただきたいと思います。以上です。

○**委員長（日角 邦夫）** はい、それでは小林委員の質疑を終結いたします。
理事者の交代がありましたらお願いいたします。

（戸井支所 退室、保健福祉部 入室）

○**委員長（日角 邦夫）** 次に市戸委員、お願いいたします。市戸委員。

○**市戸 ゆたか委員** それでは順番に質問していきたいと思います。

最初に議案第1号なんですけれども、当初予算で第二太陽の子幼稚園園舎改築事業費ということで、1,000万円ついて、老朽化した園舎を直すということで、それはそれで私たちも賛成して、よかったなというふうに思っていたんですけども、今回の補正でこの事業を中止したということにおいて、1,000万円の補正が減額されたということなんですけれども、そこら辺の経過と、今後の幼稚園園舎の改築にかかわってどういうふうに考えているのか、耐震との関係はどうか、そこら辺を確認したいなと思います。

○**子ども未来部子ども企画課長（宿村 篤由）** 第二太陽の子幼稚園の改築事業を中止した経過等についてのお尋ねでございます。

今回の園舎改築事業につきましては、学校法人太陽学園による亀田港町にあります第二太陽の子幼稚園の園舎の老朽化に伴う建て替え事業でございまして、新たな施設については認定こども園として整備しようとしていたものでございます。当初の計画では、平成27年12月の供用開始を目指し、準備を進めていたところでございますが、本年6月に法人が実施した入札におきまして、昨今の建設工事における資材高騰や、人件費の増加等の影響におきまして、入札価格が予定価格を超え、その差が予想以上に大きかったことから、入札不調となり、資金計画の見直しをするため、やむを得ず、一度事業の中止を判断したものでございます。また今後におきましては議員御指摘の耐震化の部分で、今の建物が旧耐震の建物でありますので、法人といたしましては、本事業の早急な実施が必要であると認識しており、引き続き事業化を目指していく意向であると伺っております。以上でございます。

○**市戸 ゆたか委員** 相当資材の高騰で予算額が変化したということもあって、やむなくというふうに思うんですけども、耐震の改修の対象になっているのか、いないのか、そこもう一回確認したい。

○**子ども未来部子ども企画課長（宿村 篤由）** 耐震に関してのお尋ねでございますけれども、第二太陽の子幼稚園自体につきましては、建物の規模が2階建て1,500平米以上というものが耐震診断の義務づけがされているものでございまして、そこには該当しない建物でございまして、基本的に義務づけは

されておりませんが、法人の判断によりまして早急な改築が必要というふうに伺ってございます。以上でございます。

○市戸 ゆたか委員 耐震化の改修には条件があって、その条件は満たしていないから老朽化による改修をしましようと言うことで計画を立てたというふうに思っているんですけども、そうなってくると、これとはちょっと別なんですけれども、ほかの、耐震化の改修が必要なそういうような保育園がまだあると思うんですけども、そういうところも、資材の高騰でなかなかこういうふうに改修できないというふうになってくると、そういう改修がどんどん行われていかないような懸念もあるので、そこら辺は今回の議案と関係ないので、今後考えておいてほしいなというふうに思います。このことに関しては以上で終わります。

あと、12号ですね、議案第12号函館市デイサービスセンター条例の廃止ということで、この廃止の理由として、老人デイサービスセンターを民営化するということになっていきますけれども、その理由と現在の市内の老人デイサービスセンターの状況について、まずお伺いします。

○保健福祉部参事3級(桐澤 睦巳) デイサービスセンターの現状についてのお尋ねでございますが、老人デイサービスセンターにつきましては、平成12年に介護保険制度が開始したのを契機に、新規の開設が相次ぎ、ことし10月に民営化についての資料を配付した時点では、94カ所が開設されてございました。このため、公設としての必要性、意義が薄れてきているとのことから、入舟、港、花園、谷地頭、戸井の5施設について、平成26年度をもって条例を廃止し、指定管理者制度を終了することとし、今後は財産の有効活用や行財政改革の観点から、有償で貸し付けを行おうとするものでございます。なお、12月1日現在ではさらに3カ所ふえまして、97カ所となっております。以上でございます。

○市戸 ゆたか委員 今回の廃止は5カ所ということで、この5カ所が有償化で継続するのかわからないのか、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○保健福祉部参事3級(桐澤 睦巳) 今回は公設5カ所のデイサービスセンターでございますけれども、現在の指定管理者から継続して貸し付け希望がございました4カ所につきましては、入舟、花園、谷地頭、戸井、その4カ所につきましては、継続して今後も貸し付けを行ってまいりたい。一方港につきましては、現在の指定管理者から継続の希望がなかったため、今後活用について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○市戸 ゆたか委員 港がやめちゃうということですね。やめることによって、近隣の老人デイサービスがあるのかなのか、住民の方、利用者さんに影響がないのか。それと、やめた後の施設はどういうふうになるのか、そこを確認したいと思います。

○保健福祉部参事3級(桐澤 睦巳) 港につきましては、現在の指定管理者が運営する近隣のデイサービスセンターに利用者を引き継ぐとお聞きしてございます。跡地の活用についてでございますけれども、現在の指定管理者から継続して貸し付け希望がなかった港につきましては、他の利用希望に応じ、活用を検討することとしておりまして、当該施設はデイサービスセンターとして建設し、浴室や調理室を備えておりますことを踏まえ、条例廃止の議決後、公募により効果的な活用を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○市戸 ゆたか委員 魅力ありますよね、お風呂があってということで。それは広く公募、早急にしてい

ただければなどというふうに、学童でもいいのかななんて思ったりしましたけれども。まあ、はい、わかりました。

それでは、次行きます。病院局の議案第19号です。先ほど来ずっと質問を聞かせていただいて、ある程度わかってきましたので、1つ、2つ確認したいんですけれども、新聞報道を見ますと、分娩料がいきなり8万いくらかから15万円に値上げみたいな形でちょっと書いていたもんですから心配になったんですけれども、今議論を聞いていて、近隣の、近隣というか市内の医療機関も含めてそのくらいの金額だということで、この9年間にそれだけ金額が上がってきたんだということを改めて感じました。それで、15万円の分娩料ということで了解いたしましたけれども、これ改めて条例見ますと、今までは分娩介助料で初産が8万2,000円、経産婦が7万9,000円ということになってはいますけれども、今回の条例は初産、経産関係なく15万円と時間外は18万円ということで、そこら辺区別はしていないのか、そこだけ確認させていただきたいと思います。

○**病院局事務局医事課長（野呂 昭浩）** 料金区分にかかわっての御質問でございますけれども、いろいろな要件はございますけれども、現状出産ということに当たって、先ほど病院局長からもありましたとおり、当院としてはリスクの高い妊婦さんというのを受け入れることも多くなっておりますので、その部分を含めて、皆さんにわかりやすい料金体系ということで初産、経産という部分を外させていただいたと、そういう経過になっております。以上でございます。

○**市戸 ゆたか委員** はい、わかりました。19号についてはわかりました。

次、議案第7号もですね、相当議論してわかりましたので、この質問に関しては取り下げたいと思います。

最後に議案第25号ですけれども、北原委員のほうからも質問ありましたけれども、初めて児童館が指定管理者ということで、3カ所の指定管理の議案が出てきましたけれども、私が心配しているのは、この3カ所の近辺に学童保育所もありまして、そことの連携がどういうふうになっていくのかなというのが一つ心配、心配というかどうかというふうにやっていくのかなということをお聞きしたいなと思います。

○**子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美）** 児童館と近隣の学童保育所との連携についてのお尋ねでございますが、現在指定管理者制度の導入にかかわらず、児童館が学童保育所の近隣にある場合ですとか、児童館の専用施設を学童保育所が利用している場合には、児童館職員と学童保育所指導員とが連携して学童保育所の利用児童が児童館に来館したりですとか、児童館まつりや3世代交流の餅つき大会などといった児童館の行事に参加しているところでございます。なお、このたび制度を導入いたします児童館につきましては、神山児童館の近隣に学童保育所がございまして、この学童保育所の利用児童も来館しておりますので、指定管理者に移行後も引き続き学童保育所と連携協力して事業を行うよう指定管理者に引き継いでまいりたいと考えております。以上でございます。

○**市戸 ゆたか委員** 児童館の行事に学童保育所の子供たちも一緒に参加するというので、それはわかりました。それで、先ほどの北原委員への答弁に、職員は指定管理者に委ねるというふうに先ほど答弁しておりましたけれども、そもそも指定管理者は児童館の職員をどのように計画しているのか、そこは明らかになっているのか、そこを教えてください。

○**子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美）** 指定管理児童館の職員配置についてのお尋ねでござい

ますが、児童館は18歳未満の全ての児童を対象とした児童福祉法上の児童厚生施設でございますので、指定管理者制度導入後も引き続き国の基準に基づきまして、保育士や社会福祉士の資格を有するもの、児童福祉施設の職員を養成する学校等を卒業したもの、幼稚園や小中、高等学校等の教諭となる資格を有するものといった児童の遊びを指導するものを職員として配置することとなります。また、平成23年3月に、厚生労働省から示されております児童館ガイドラインにおきまして、児童館には児童の遊びを指導するものを2人以上置くこととされておりますので、こうした基準に基づきまして、指定管理者の募集要項の中で、従業員の配置基準といたしまして直営の児童館と同様、1施設3人以上の有資格者を置き、開館時間のうち、児童を受け入れている時間帯には常時2人以上を配置することを条件といたしまして公募を行ったところでございます。

○市戸 ゆたか委員 初めて児童館が指定管理者ということで、私も今後経過を見ていきたいなというふうに思います。以上で終わります。

○委員長（日角 邦夫） はい、それでは市戸委員の質疑を終結いたします。

理事者の交代がありましたらお願いいたします。いいですか。

次に工藤委員、お願いいたします。工藤委員。

○工藤 恵美委員 では私のほうからも指定管理者の議案第25号、指定管理者の選考過程と、選考するに当たっての募集要項、目的などの募集の過程について、また選定結果についてお伺いをしていきたいと思いますが、今北原委員と市戸委員からも質問がありましたので、私のほうから、私は今まで、本会議、予特、決特などで、児童館の魅力ある運営ということで、いろいろと質問させていただいております。そこで、その部分についてちょっと確認をしていきたいと思うんですが、児童館運営の活性化とか、利用児童の増加をなんとかしていきたい、魅力ある児童館運営をしていきたい、その手法の一つに、民間の力を借りると、指定管理者制度を導入したと思うのですが、このことについて、どのように募集説明をされてきたのか、また、どのように取り組むと選定予定の野又学園ですか、学校法人、計画されているのか、お聞きしたいと思います。

○子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美） 指定管理者の選考過程と事業内容等についてのお尋ねでございますが、児童館は18歳未満の全ての子供を対象にいたしまして、児童の遊び及び生活の援助と、地域における子育て支援を行い、子供を心身ともに健やかに育成することを目的として設置しておりますけれども、指定管理者制度を導入することによりまして、民間ならではの新たな発想によりまして子供の遊びが広がるなど、より魅力的な児童館事業が展開できるものと期待いたしまして、募集要項の中に子供の健全育成を図る上で適切な団体であるか、団体において子供の健全育成にかかわる事業の実績があるか、児童館の設置の目的に資する効果的な自主事業の提案があるか、また、子供の発達段階や、運動能力等に配慮した運営ができるかなどの標目を、評価項目を示して募集を行ったところでございます。また、募集の過程でございますけれども、本年の5月に市政はこだてにおきまして、指定管理者の募集について広報いたしましたとともに、平成26年5月12日から募集要項を配布いたしまして、同月の19日に募集説明会を開催いたしまして、先ほど申し上げたことを説明したところでございます。また、6月末日を締切として公募したところ、今回の学校法人野又学園を含む2団体から応募があったところでございます。学校法人野又学園におきましては、現在児童館で行っております事業につきまして、地

域の皆様、母親クラブを初めとする地域の皆様方と御相談しながら、事業を進めていくこととしているほか、自主事業といたしましては、現在野又学園法人の系列の学校であります高校のですね。（「もうちょっとゆっくり言って」の声あり）済みません。学校法人のですね、野又学園におきましては、現在法人で持っております高校等のスポーツクラブの高校生と小学生との交流なども図りながら、スポーツを通じた子供の健全育成ということも行いたいということでご提案をいただいております。以上でございます。

- 工藤 恵美委員** 2団体が応募してきたというお話でしたが、資料要求で評価基準が12項目示されておりますが、この12番目の提案金額の比較について、200点満点のうちの196点って、これはどういう内容のものでしょうか。
- 子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美）** 提案金額の比較でございますけれども、この提案金額につきましては、指定管理者制度の、市の全ての基準と同様の計算方法になっておりまして、最も低い提案者との比較によりまして数式が決まっております、その結果、最も低い金額でありましたもう一方の団体に比較して196点というような計算式が、点数が出ているところでございます。
- 工藤 恵美委員** 今の説明全然わからないんですが、具体的に数字を示していただきたい。募集要項の中に金額入っていますよね、だから発表してもいいと思いますので。
- 子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美）** 最低の提案金額を分母に・・・。提案金額、割る最低金額に200点を掛けたものが計算式となっております。
- 工藤 恵美委員** 提案金額っていうの出されていますよね。それは市からの提案金額か。
- 子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美）** いえ違います。こちらは最低の提案金額になっております。相手が、例えば今回2団体出してきたんですけれども、もう一団体のほうの金額を200点といたしまして、それに対して今回決まった金額が何点だったかというような金額を表示する形になっています。
- 工藤 恵美委員** ということは、200点満点のここが、決まったところが196点ということは、相手を200点とするのであれば、ここは相手よりも高かったということですね。高いけれどもほかの評価が高かったから、ここに、野又学園に決まったという理解でいいんでしょうか。
- 子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美）** はい、大丈夫です。
- 工藤 恵美委員** わかりました。それで、相手方がもう一つここにあるはずなんですが、その評価は出せないのでしょうか。出さない規則になっているのでしょうか。
- 子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美）** 総務部に確認いたしましたところ、そちらの採択にならなかった提案者につきましては公表していないということでお伺いしております。
- 工藤 恵美委員** それは後から確認するとして。今回はこれ出ておりますので。この評価を見まして、10番目の地域活動とのかかわりや地域に対する貢献が図られるかっていうところが、私の一番心配する児童館運営の活性化とか、児童の利用増にかかわる点数なのか、設置目的、一番の設置目的が達成されるか、どこが重要ポイントになるのかお聞きしたいのですが、この1番目と10番目に関すると、20点満点の14点、1番目に関すると40点満点の28点と、非常に低い点数だと思うんですが、この関係についてお聞かせください。
- 子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美）** 全体といたしましては、学校法人野又学園が500点満

点に対して約8割程度の得点ではございましたけれども、応募団体からの提案内容や選定委員会における質疑応答を踏まえまして、2つの応募団体を比較検討した上で、それぞれの選定委員が評価採点いたしまして、点数が高い学校法人野又学園が選定されたところでありまして、同法人の評価につきまして、委員御指摘のとおり評価の点数が低い項目もございますので、今後業務の引き継ぎや事業実施していく中で改善していただけるよう指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

○**工藤 恵美委員** わかりました。あと、児童館には館長会議とか研修会だとかというのが設けられておりますが、今までと違う民間の方々が入られるわけですから、今までは学校教員の資格を持った児童館長さん、それから構成員さんが多く配置されていたと思うんですが、その中に民間の方々が入っているわけですから、どのような研修会になるのか、またその中で、今まで問題があったからっていうか、大きな問題じゃないですよ、大きな問題じゃなくて、どんどんどんどん利用者が減っていくのは、学童保育所が活発だから児童館が低迷しているって理由ではないと思うんですね。児童館にも、学童保育所にも行っていない子供たちもたくさんいるわけですよ。その子供たちをどうやってみんなと一緒に遊ばせるか、一緒に暮らすことができるかっていう、そのところが大事な育成事業だと思うんですね、そのところをどういう計画で、先ほど子供さんを、野又学園だから高校生を利用して児童館に、スポーツ交流するということですが、高校生と小学生の遊ぶ時間帯って何か違うようにも感じるんですけども。また、もう1つの応募されたところなんかも、多分そういうような交流活動を計画されていたんじゃないかと、募集要項の説明のときにそういう魅力ある児童館づくりというのを説明したということですので、あったと思うんですが、決定的に選考委員の方々、そしてそれを判定した子ども未来部の方々が、部長に聞いたほうがいいのかなと思うんですが、魅力ある児童館づくりに協力してくれそうというか、できるのか、期待できるのか、その辺ちょっと確認したいと思いますが。

○**子ども未来部長（岡崎 圭子）** 初めての指定管理者の導入ということで、私どもも試行錯誤しながらこの制度の導入に取り組んでいかなきゃならないと思っていますところでございます。職員の配置につきましては、今の嘱託職員と同様に、有資格者であるというところの視点は揺らいでおりませんので、一定の専門性を確保した職員に携わっていただくというふうに考えております。それから、自主事業の中で、スポーツ体験事業というものを法人の中の関係する高校と連携しながらやっていきたいという提案もありました。ただ、決してこれだけが全てではございませんので、健全育成事業ですとか、子育て支援事業、あるいは世代間交流事業といったものも、さまざま提案されていますので、そういったものを実施する中で総合的に児童館の魅力を高めて、それによって今なかなか児童館に来ていないお子さん方も来ることになればいいというふうには思っております。子ども未来部といたしましては、応募のありました2団体の申請書拝見いたしましたところ、両者とも運営内容について一定の水準に達しているというふうには思っております。したがって、選定委員会の両者の点数が僅差だということは十分理解できるものでありまして、選定委員会の中でそれなりの項目ごとに細かな審査をして評価をした結果なのだろうというふうに思っております。子ども未来部といたしましては、選定委員会の評価は妥当なものとして受けとめているものでございます。今後におきましては、野又学園さんが指定管理者になってこの3つの児童館を運営していくことがきちんと子供の健全育成の推進につながっていくかということをお私どもも見ていき、場合によっては指導をし、そしてまた検証もして、そしてそのことによ

て児童館の本来あるべき遊びと生活の援助という目的の達成がなされるように対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○**工藤 恵美委員** はい、わかりました。ぜひともよりよい児童館づくりに事業計画立てていただきたいと思っております。これは終わります。

次に議案第63号ですが、損害賠償、環境部ですが、これは114万57円ということで損害賠償ということですが、この議案だけ見ますと、50歳の男性とありますが、同じ市の職員、清掃活動中ということですが、これについて、同じ職場で同じ作業中だということであれば、労務災害だと思うのですが、なぜこのような処理をされたのか、ちょっとお聞かせください。

○**環境部環境総務課長（池田 幸穂）** 事故の扱いについてのお尋ねでございますが、今回の事故につきましては、市職員がごみ収集作業中に負傷しましたことから、労務災害いわゆる公務災害となるものでございます。今一般的に公務により職員が負傷した場合は、被災職員が地方公務員災害補償基金に対し、その治療費等の請求を行いますが、本事案は第三者の加害行為によって負傷したものでございまして、最終的には加害者が損害を補填する義務を負うこととなります。このため、当該基金におきましては、加害者に支払わせる示談先行を原則としておりますことから、加害者である本市が損害賠償金を被害者へ支払うものでございます。以上でございます。

○**工藤 恵美委員** ちょっとわかりづらかったんで。加害者というのは環境部になるわけですか。そして財源はどのくらいなんですか。ちょっともう少し説明してください。

○**環境部清掃事業課長（宮下 勝弘）** 今回の事故につきましては、公務、市の職員が公務において第三者に傷害等を与え損害を加えたものでございまして、この場合、函館市が加害者ということになってまして、函館市がその賠償の責任を負うこととなっております。財源につきましては、市が締結しております自賠責保険会社に対しまして、損害賠償額と同額を請求する予定でございます。以上でございます。

○**工藤 恵美委員** 私もちっと保険詳しくないんですが、自賠責、地方公務員賠償責任保険っていうのがあるんですか。その中の自賠責で支払ってと。違うか。言葉出てこない、済みません。

○**委員長（日角 邦夫）** 環境部長、財源のところ、ちょっと詳しく。

○**環境部長（高橋 良弘）** あのですね、一般的に事故起こした場合、被災した公務員の場合は、先ほど申し上げましたが、地方公務員災害補償基金というところから治療費が支払われるんですけども、ただその場合は、基本的に加害者がいる場合は、加害者に支払わせるという、そういうことを先行するといったことなものですから、今回は両方とも市の職員なんですけれども、加害者が市だということで、今回はそちらのほうを使えないで、通常の車の自賠責保険ありますよね、保険会社の。そこから払うという形なんです。で、それについては、今回114万円なんですけれども、あくまでも財源については、自賠責のほうから歳入として市に入るという形になります。以上でございます。

○**工藤 恵美委員** よくわかりました。そういうことなんです。それで、この金額は、医療費だけですか。それとも慰謝料なんかはどういうふうになっているんでしょうか。

○**環境部清掃事業課長（宮下 勝弘）** 今回の損害賠償の額の内訳でございますが、治療費といたしまして112万827円、あと骨折したものですから、補装具の購入費1万9,230円、あわせて114万57円となっております。以上でございます。（「慰謝料」と工藤委員）慰謝料はございません。（「それはどうして」

と工藤委員) これは同じ市職員なんですけれども、加害者と被害者で示談を行ったわけですから、相手方からの請求がなかったものですから、慰謝料は発生しておりません。以上でございます。

○工藤 恵美委員 すぐ終わります。慰謝料というのは、相手方から請求されたときのみ話し合いで払われるものですか。

○環境部清掃事業課長(宮下 勝弘) 当事者同士の協議によって定められるものと考えております。

○工藤 恵美委員 はい、終わります。

○委員長(日角 邦夫) はい、それでは工藤委員の質疑を終結いたします。

理事者の交代がありましたらお願いいたします。いいですか。

次に斉藤委員、お願いいたします。

○斉藤 佐知子委員 議案の審査に当たり多くの委員からいろんな質問がございました。かなりいろいろ解明されましたので、私、議案第19号はしません。25号に関してもほかの委員からも多くの質問がございました。それで1点だけお聞きしたいと思ったんですけれども、今回初めて児童館の指定管理者の制度が出るわけですが、先ほどのお話の中で、今回指定管理者5年間になっています。途中、中間年で検証するというお話でした。平成29年に検証するわけですが、その検証の中身によっては、大変、例えば、児童館の目的にある魅力ある児童館づくりだとか、大変よく進んでいるから、例えばほかの児童館の指定管理者がそのことによって早く進めていく可能性とか、そのあたりは平成29年の中間の検証によっていくのかどうか、そこだけ確認したいと思います。

○子ども未来部長(岡崎 圭子) 斉藤委員の御指摘のとおりでございます。平成29年の検証をもってそれなりの指定管理者における評価というものができるとすれば、それはさらに今の3館のみならず、また計画的にいくつかの館の導入ということもあり得るだろうというふうには思っていますけれども、まずは今初めてのケースですから、軌道に乗せて本来の目的がきちんと果たせるように進めていきたいと思っております。以上でございます。

○斉藤 佐知子委員 今の部長の御答弁、あり得るだろうって言いますと、今この指定管理者5年間、この3つの児童館はやるんですけれども、私の受けとめとしては、5年間たった後に最終的な検証はあるにしても、最終的に検証して5年たった後、ほかの児童館もまた指定管理者になっていくのかなと思っていたんですが、今のお話であれば、平成29年の中間検証の中身次第によっては、ほかの児童館もこの5年間を待たずして途中でも指定管理者をほかの児童館でもやっていくということではよろしいのでしょうか。

○子ども未来部長(岡崎 圭子) ちょっと私も誤解与えたかもしれませんけれども、5年間は5年間ですね、この3館で進めて行きますけれども、その先どういうふうにしていったらいいかということについては平成29年の検証をもって一定の方針というものを出していきたいなというふうに思っていますので、5年間で、途中でまた次に膨らんでいくということでは考えてはございません。以上でございます。

○斉藤 佐知子委員 わかりましたので、終わります。

○委員長(日角 邦夫) はい、それでは斉藤委員の質疑を終結いたします。

ここで理事者は御退室願います。ご苦労様でした。

(保健福祉部、子ども未来部、環境部、病院局 退室)

○委員長（日角 邦夫） これより委員間討議を行います。

まず、議案第1号平成26年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、以下、議案28件について、順次、各会派の賛否をお伺いいたしますが、発言の際には、議案について議決する理由となる多数意見を委員長報告するとともに、市民にできるだけ詳しく説明する必要があることから、賛否理由もあわせて御発言いただきますよう、お願いいたします。それでは市政クラブさん。

○北原 善通委員 マルです。

○委員長（日角 邦夫） 全部マルでよろしいですか。はい。民主・市民ネットさん。

○板倉 一幸委員 結果はマルですが、今いろいろ質疑をさせていただいて、特に議案第25号の公の施設の指定管理者の指定についてなどは、今後の進め方を十分やっぱり注視をしていかなければならないということと同時に、病院条例の改正についてと病院事業の会計、補正予算など、産科の再開がスムーズに進められていくように詰めていくようぜひお願いをしていかなければならないと。我々も注視をしていかなければならないというような考えを持ちながら、議案については賛成をいたします。

○委員長（日角 邦夫） わかりました。次に公明党さん。

○小林 芳幸委員 疑問点の部分は質疑でクリアになりましたので、後は全て妥当であると判断いたしますので、全てマルです。

○委員長（日角 邦夫） はい、わかりました。日本共産党さん。

○市戸 ゆたか委員 はい。疑問に思っているところが解明されました。それで全てマルなんですけれども、産科の分娩料については、8万7,000円からいきなり15万円というそういうことで、すごい値上げってようなイメージがあったんですけども、この9年間で分娩料の相場がどんどん上がっていったということで、近隣の、もしくは市内の病院との格差はないということなので、それを確認したので全部賛成したいというふうに思っております。

○委員長（日角 邦夫） はい、ありがとうございます。一通り賛否およびその理由をお聞きしましたが、これについて委員間で協議すべき事項はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） ないようですので、発言を終結し、これで協議を終了いたします。

ここで、事務調整も含めてということで、再開1時ということでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） 暫時休憩いたします。

午後0時00分休憩

午後1時04分再開

○委員長（日角 邦夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

子ども未来部より発言を求められています。理事者の出席を求めたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） いいですか。それでは理事者の入室を求めます。

（子ども未来部 入室）

○委員長（日角 邦夫） はい、岡崎子ども未来部長。

○子ども未来部長（岡崎 圭子） 先ほど私どもが委員会資料として提出した資料の内容につきまして御意見をいただいたところでございますけれども、私どもは児童館の指定管理者の選定されました学校法人野又学園の点数ですとか、合計点も含めて評価をお示しをしたんですけれども、これに伴ってもう1つの団体が応募してきて選定されなかったという状況については、委員会資料として書いていなかったという状況でございました。これは、つけるつけないは各部の判断に任されていたものですから、私の判断といたしましては、選定されたところが記載されていれば充足するというふうに思ったんですけれども、やはり今回の皆様の御議論のように、両者を比較しながらの議論ということになりますので、改めて選定されなかった団体のほうの評価、合計点につきましても、資料に差し込んで、そして配付をするというふうにさせていただきたい。ただし選定されなかった団体の評価基準の細目については、それぞれの点数は出てこない。これは庁内の統一ルールの中で決まっているものですから、そこは御了解いただきたいなと思います。ちょっと行き届きませんで申しわけございませんでした。

○委員長（日角 邦夫） お聞きのとおりです。ただいまの説明も含めて、各委員から何か御発言ございますか。板倉委員。

○板倉 一幸委員 今の、選定されなかったほうの部分の資料を出されて、我々が判断を変えるということはありません。ホームページでも公開されているんですから。それはそれでいいんですが、ただ、今回の場合、特に417点と413点という非常に僅差の得点であったと、こういうことですから、本来であれば我々は細部についても、本当にここがそれが何点だったのかというのが非常に重要なことだなというふうに思うんですよ。まあただそれは市の中で全体的に統一された公表の基準というか、そういうことがあって、そういうふうになっているということであれば、それはそれでいいんです。ただ、今の部長のお話だと、どういう形で公表するかというのは、各部に任されていると、こういうふうにおっしゃいましたけれど、私、これは正式な、公式な質疑で確認をしたわけではありませんが、担当の部局の課長さんに話を聞いたら、例えばこれ土木部で五稜郭公園の指定管理者の選定、受託決まったところとA社とこういうふうになっている。それから東山墓園の、こういう形で出てくるのが一般的で、大体これが正しい形だとこういうふうに自分たちは思っているというふうに、思っていると言ったら変ですけども、という形だというふうにおっしゃっていました。で、これはやっぱり、ちゃんと市としてきっちりやっぱり同じ基準でどういう資料を添付をするのか、公表するのかなんかというところはやっぱりちゃんとそういった形でやっぱりやってもらうという必要があると思いますから、これは今後十分やっぱり配慮してやっていただきたいというふうに思うんですけれども、何か。

○子ども未来部長（岡崎 圭子） 確かにそのとおりでございまして、やはり比較検討しながら皆様方は議論してお決めになるという、決定をしていくということですので、私どもの判断もちょっと軽率であったというふうに反省しております。私どもといたしましても、今後このような状況の場合は、指定管理者につきましては、選定されたところと、選定されなかったところ、情報公開上のものがあるとしても、一定程度判断材料に付すようなものを公開をして、それで審議をしていただくような形を最初か

ら取っていききたいというふうに思っております。申しわけございませんでした。

○委員長（日角 邦夫） ほか、ございませんか。斉藤委員。

○斉藤 佐知子委員 もう一つ付け加えさせていただきますと、議会に提出されているこの予定案件資料というのがあるんですけども、今回指定管理者が大変多く出ております。ほかの部局は、この資料の中に候補者の選定はどうすると、候補者の選定ってという項目があって、公募だとか特例で決めたとかそういうことが載っています。残念ながらこの子ども未来部の児童館のところに関しては、候補者の選定という項目さえなかったの、やはりそこは統一なさってやったほうがいいと思いますので、今後よろしくをお願いします。

○委員長（日角 邦夫） ほかよろしいですか。ないようですので発言を終結いたします。

ここで理事者は御退室願います。

（子ども未来部 退室）

（市民部、保健福祉部、子ども未来部、環境部、戸井支所、恵山支所、榎法華支所、南茅部支所、病院局 入室）

○委員長（日角 邦夫） これより、当委員会に付託された各事件について、採決をいたします。

議案第1号平成26年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、議案第7号平成26年度函館市病院事業会計補正予算、議案第10号函館市地域会館条例の一部改正についてから、議案第13号函館市国民健康保険条例の一部改正についてまで、議案第19号函館市立病院条例の一部改正について、議案第24号公の施設の指定管理者の指定についてから、議案第26号公の施設の指定管理者の指定についてまで、議案第35号公の施設の指定管理者の指定についてから、議案第43号公の施設の指定管理者の指定についてまで、議案第45号公の施設の指定管理者の指定についてから、議案第52号公の施設の指定管理者の指定についてまで、及び議案第63号損害賠償の額についての以上28件を一括して採決いたします。

各案は、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） 異議がありませんので、各案は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、理事者は御退室願います。

（市民部、保健福祉部、子ども未来部、環境部、戸井支所、恵山支所、榎法華支所、南茅部支所、病院局 退室）

2 調査事件

(1) 子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援について

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、11月28日付けで、子ども・子育て支援事業計画の素案が配付されており、前回の委員会において、案が示され次第、理事者より説明を受けることとしていたので、理事者の入室を求める。

(子ども未来部 入室)

○委員長(日角 邦夫)

- ・ 資料について、説明をお願いします。

○子ども未来部長(岡崎 圭子)

- ・ 資料説明：子ども・子育て支援事業計画(案)について(平成26年11月28日付 子ども未来部調製)

○委員長(日角 邦夫)

- ・ お聞きのとおりだ。ただいまの説明を含め、各委員から何か発言あるか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 説明というか、委員長に。議会の意見を言うのは、きょうだけになるのか。

○委員長(日角 邦夫)

- ・ 今後もし必要であれば、皆さんの意見を聞きながら開催したいと思う。

○板倉 一幸委員

- ・ 今報告を受けて、非常に重要な案件というか、計画だから、少し書かれている内容の精査なり、あるいは実態がどうなっているかの検証も含めて、我々委員もいろいろな場面で検討をしていかなければならないと思う。できれば今の時点で何かあれば質問していきたいというのはあるが、さらに調査事件としても上がっているの、継続して調査できるようにしていただきたいと思う。

○委員長(日角 邦夫)

- ・ せっかく理事者が来ているので、きょうの時点で皆さんいろいろ聞きたいことがあれば聞いてもらい、その後パブコメが始まって、一定程度終了したら、またそれを含めて皆さんの御意見を聞きたいと考えている。きょうの時点で何か聞きたいことは。

○工藤 恵美委員

- ・ 聞きたいのは資料1の5章。区域を決めたということだが、6区域に西部、中央部、東央部、北部とたくさんあるが、これ以外の地域で6区域に入っていない地域はあるのか。その下の1区域は市全体のことだろう。(「全部入っている」の声あり)全部入っているという意味か。(「介護保険の区域と」、「包括支援センターの」の声あり)一緒か。わかった。
- ・ 子ども・子育て会議がつくられたということだが、これはいつからいつまで設置されているものなのか。

○子ども未来部子ども企画課長(宿村 篤由)

- ・ 子ども・子育て会議についてのお尋ねだが、平成25年7月から2年間の任期でお願いをしているところである。

○工藤 恵美委員

- ・ わかった。

○委員長(日角 邦夫)

- ・ ほかに発言あるか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 私もこれ読み込んだが、なかなか深くは私自身もちょっと調べきれなかったところもたくさんある、

ボリュームが多くて。それで、きょうの時点でとりあえず準備してきた質問をさせてもらってもよろしいか。「はい」と委員長）結構あるが。それで、今説明受けたのは、資料1から4までの説明で、事業計画の中身については、きょう議論できるのか、そこちょっと確認したい。基本的にはこの事業計画の中に入っていいか。「当然いい。概略を説明したんだから」の声あり

- ・ 私自身読み込んでいてふと疑問に思った点が多々ある。計画案の12ページである。ニーズ調査を行ってる結果だと思うが、次世代育成事業計画、今年度までの計画の中でも、同じように「理想的な子どもの数」と、「現実に持ちたい子どもの数」があり、「理想的な子どもの数」が一番多いのが3人、「現実に持ちたい子どもの数」が2人で、これは次世代育成のほうの事業計画の数値と変わらないのか。それと、下に書いている理由もこの5年間変わらないのか、そこをちょっと確認したいと思う。

○子ども未来部子ども企画課長（宿村 篤由）

- ・ 「理想的な子どもの数」、「現実に持ちたい子どもの数」については、5年前の計画策定時にも同じ質問をしており、その後のこの計画を進めていく中での意識の変化を確認するために、もう一度同じ質問をしたところである。結果としては、「理想的な子どもの数」については、5年前についても3人が42.4%、2人が43.4%、「現実に持ちたい子どもの数」については、2人が45.7%、1人が19.7%といったように、割合は若干変化はあるが、基本的には変わっていないものと判断している。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 下の理由も変わらないか。

○子ども未来部子ども企画課長（宿村 篤由）

- ・ 申しわけない。理由についても、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」というのが今回も一番多い理由になっているが、5年前も、同じ理由が72.7%と最も多い理由となっている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 5年前の数値と変わらないと、月日はたっているけれども、子育てに対するいろんな不安は同じだと確認した。
- ・ 39ページの「放課後児童クラブ（学童保育所）の状況の推移」だが、この間子供の数は減っているけれども、右肩上がり学童保育の入所児童数はふえてきている。私は探せなかったが、たしか学童の見込みは今後減っていく。減っていくが、例えば42ページでは、今後学童保育、平成26年度は今47クラスで、平成31年度は61クラスになると、クラスはふえていくというふうに事業計画には書かれているが、実情は、右肩上がりに学童の利用者数はふえてて、だけど見込み量は減って行って、けれども、クラスはふえていく。この整合性がちょっと私には理解できなかつたけれども、そこをまず教えてほしい。

○子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美）

- ・ 学童保育事業のニーズの見込みと実態についてのお尋ねだが、まず新計画における量の見込みについては、国から示された作業の手引きに基づき、各年度の該当年齢の児童の推計人口に、ニーズ調査における5歳児の利用意向を乗じて算出しているけれども、推計児童数が年々減少していることから、量の見込みも減少しているところである。5歳児時点の利用意向については、就学時の利用意向と比

較して高い傾向があると国から情報提供をいただいているところではあるが、この推計には、新制度への移行に伴う質の向上による利用希望者の増加とか、社会情勢の変化に伴う保護者の就労状況の変化といった社会的要因が反映されているわけではないので、市の状況によっては、ニーズ量が増加することがあり得ると考えており、こういったような数字になっている。

・ また、計画書の42ページにある、平成26年度47クラスが、平成31年度には61クラスになるという部分は、見込みは減っているけれども、このクラスについては、先日学童保育の基準条例の議決をいただいたところである。その中で、現在は多いところで60人以上の学童保育もあるが、基本的にはクラス分け、もしくは学童を分割して、40人を一クラスとして学童保育を今後実施することになることから、クラスがふえるということになるので、平成31年度においては、61クラスで見込んだところである。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 見込み量は国から示された算出基準に基づいて計算したと。だから5歳児が減っているから減っていくだろうと。ただ、函館市の実績としては、子供の数は減っているけれども利用者数はふえているということは確かにあるので、そこは、見込み量は減っていくということではなくて、同列で書いても私はいいかとちょっと思ったから、意見として述べておく。
- ・ 40ページだが、ここをずっと読んでいくと、学童保育の状況で、利用できない理由として「利用料が高い」が最も多くなっているということが示されているが、この「施策の方向」として、そこに全然触れていなくて、標準モデルという言葉の中に入っていくのではないかと思うが、ここはこのままこの文言でいいのかと私も疑問に思っているので、そこを答えていただきたい。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）

- ・ 学童保育の保育料が、全国の平均とか、ニーズ調査における利用者の希望金額、そういったものから見て高いことは私ども認識をしている。そういったものをどういう形で軽減を図っていくかということについては、まさに「施策の方向」にある「標準モデル」の中で、一定程度取り組んでいきたいと思っているところではある。ただ、今新制度に当たって、財源構成がどうなってくるのかとか、そういった部分がまだ見えないところもあるので、それゆえに「標準モデル」を明確な形でまだ決めかねている部分もある。そういったことがある中での計画づくりだったので、「標準モデル」を分析したような形で、例えば保育料のこととか、いろんな項目について、計画の上で載せることはまだできなかったわけであるが、この「標準モデル」という言葉の中で、さまざまな学童保育の質の改善を図っていきたいと考えているところである。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 先ほどの計画では、3月までにこの事業計画ができるということだが、「標準モデル」はいつくらいに示そうとしているのか。それと、もしその事業計画ができるまでの間に標準モデルが示されるのであれば、ある一定の、細かくは書けないにしても、先ほど私が利用料が最も高いことに対して、「標準モデル」で解決していききたいとか、検討していききたいとか、そういうようなことをちょっと書いたほうがいいのではないかと思ったが、どうか。

○子ども未来部長（岡崎 圭子）

- ・ 「標準モデル」がいつごろできるかということになるが、先ほども課長から答弁があったが、基準条例をまず国の省令にしたがつくり、それに伴って、一定程度学童保育の状況の改善が図られるわけである。それについては、国のほうで財源の手当がなされるということになると思うけれども、一体具体的にどのような財源になってくるのか、補助の仕組みがどうなるかということについては、今時点ではまだ示されているものではないので、今後年度内にそういったものが出てくると思う。そういったものを受けながら、さらに庁内で議論を重ねていき、果たして「標準モデル」をどのような形で組み立てていけるのかを議論していく。そして、庁内的なコンセンサスを得て、一定の案としての決定をしていきたいと思うわけだが、この計画そのものはやはり3月までにはまとめて、そして4月からは新制度に移行し、この計画に基づいて進めていかなければならないので、やはり計画は3月まで、それから「標準モデル」は今の国の状況等を考えた中で、早めに策定はしたいと思っているけれども、今時点でいつということまでは言い切ることができないので、その状況を見ながらなるべく早く取りまとめをしていきたいと思っている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 「標準モデル」がいつ出されるかがはっきりしないうちは、この文言に書き込めないと、残念だがわかった。
- ・ 65ページだが、きょうも午前中児童館の議論、指定管理者のことでさせていただいたが、「放課後の子どもの居場所づくりの総合的な検討」で、非常に、これ読んだときに、今放課後の子供の居場所として児童館があり、学童があり、放課後子ども教室があると、これを国の「放課後子ども総合プラン」に基づいてこれから整理していきましょうということだと思うが、整理するに当たって、先ほど午前中も言っていたけれども、児童館は児童館の役割があるし、学童は学童の役割があって、そして放課後子ども教室も子供のいろんな遊びを保証していくという役割があるけれども、これを一括同じ考え方で進めていこうとしているのか。ちょっとここ誤解されるのではないか。私が誤解しているのかもしれないが、読んだあたりではそう思ったが、これはどういう考え方でこれから検討していくのか。

○子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美）

- ・ こちらにも記載しているとおり、現在、放課後の子どもの居場所で、児童館とか、放課後児童クラブ、子ども教室ということで、それぞれの目的に沿って事業を行っているところであるが、今般、国から「放課後子ども総合プラン」として、特に学童保育所と放課後子ども教室の一体的な運営ということも示されている。当市の状況としては、放課後子ども教室は主に地域の方のボランティアで成り立っている部分があったりとか、やり方、手法が全く異なっているので、なかなか一体型は難しいものと考えており、実際に、現実的には連携型ということで、それぞれの役割に基づいてそれぞれが連携しながらいい形で放課後の子どもの居場所を総合的に今後検討していきたいと考えている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ ここで文言変えなさいということにはならないと思うけれども、考え方としては一緒にならないと私も思っている。
- ・ 今までの学童もそうだが、小学生を対象にしているけれども、やはり、中学生、高校生も今後対象

にしていくような放課後の居場所づくりが必要だとずっと思っていて、そういう方向でちょっと検討して進めていただきたいと要望申し上げておいたほうがいいかと思ったので、一応意見として伝えておく。

- ・ まだまだあるが、きょうはこの程度にとどめたいけれども、次はいつくらいに。事業計画策定のスケジュールでは、もう進めていかないと難しいのではないかと思うので、そこら辺の確認をしながら、3月には計画が決定されるので、次の民生常任委員会の話し合いがどうなっていくのかと私自身懸念している。理事者に対しては以上で終わる。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ ほかに発言あるか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 資料2の概要の7ページだが、先ほど部長から「主な事業」について、新規事業と事業の拡充のことを説明いただいた。その中で、新規事業については、この5年間でやるということなので、例えば来年度の予算要求に含まれているということではないということを確認……。うなずいているのでそうだと、わかった。

○子ども未来部子ども企画課長（宿村 篤由）

- ・ 一応これらの新規事業については、計画の掲載上は計画期間内の事業化を目指すという表現にしている。可能な限り早い時点で事業化できるよう、予算要求も含めて進めてまいりたいと考えている。

○斉藤 佐知子委員

- ・ わかった。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ ほかに発言はあるか。（「今日のところはなし」と声あり）
- ・ 理事者におかれては、本日の議論を踏まえ、今後の対応を進めていただきたいと思いますと思う。
- ・ 理事者は退室願う。

（子ども未来部 退室）

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 本計画については、このあとパブリック・コメントの手続が行われることから、その結果を踏まえ、当委員会として改めて本計画について調査が必要であれば調査したいと思うが、いかがか。

○板倉 一幸委員

- ・ ぜひ調査をさらにできるようにしていただきたいと思いますと思う。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ わかった。市戸委員、よろしいか。（「はい」と市戸委員）
- ・ 本件にかかわっては、現在、市において、学童保育の標準モデルの策定作業を進めており、今後、案が示される予定となっていることから、その動向をみながら引き続き調査することによろしいか。（異議なし）
- ・ その他各委員から発言あるか。（なし）
- ・ 本件については、委員会の閉会中継続調査事件とすることで、よろしいか。（異議なし）

- ・ お諮りする。閉会中継続調査とすることに決定した本件については、先ほどの理由をもって、議長に申し出たいが、これに異議あるか。(異議なし)
 - ・ 議題終結宣告
-

(2) 福祉コミュニティエリア整備基本構想策定に向けた中間報告について

○委員長(日角 邦夫)

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、11月28日付けで資料が配付されており、説明を受けるため理事者の出席を求めたいと思うが、いかがか。(異議なし)
- ・ 保健福祉部の入室をお願いします。

(保健福祉部 入室)

○委員長(日角 邦夫)

- ・ 資料について説明をお願いします。

○保健福祉部長(種田 貴司)

- ・ 資料説明：福祉コミュニティエリア整備基本構想策定に向けた中間報告(平成26年11月28日付保健福祉部調製)

○委員長(日角 邦夫)

- ・ お聞きのとおりだ。ただいまの説明も含め、本件について各委員から何か発言あるか。

○板倉 一幸委員

- ・ 大手のデベロッパーなりが参入してくる可能性が今時点で少ないとなるのか。市内の事業者で単独でやるのはなかなか難しいと。ブロックで分けてやる場合にはコーディネートする役が非常に重要になるが、今時点では手が挙がっていない状況になると、基本構想は基本構想として当然策定していくことになるが、その先にそういった事業者がいるかないかによって、どういう手法でやるか決まらなければどういった形でこの構想をつくりあげていくか決まらないと思うが、その辺のところはどういう考えで進めるのか。

○保健福祉部長(種田 貴司)

- ・ 今指摘のあったように非常に厳しい情勢であるけれども、条件付きというか、いろいろこういったことがクリアされればやってもよいというところも、2、3あることはある。その辺の課題をクリアできるのかどうか。これをもう何カ月かの間でクリアできるのかどうかという判断をしていかなければならない。そういった寄せられている要望を乗り越えることができれば、当初私どもが想定していた、全体を一つのコンセプトのもとで事業展開していただけることになる。まだまだあきらめたわけではないので、それをまず追い求めながら、かなわないときのことも考えていかなければならないということで、今、中間報告させていただいた。

○板倉 一幸委員

- ・ 中間報告だから、今後どうなっていくのかは改めて聞くが、条件付きで参入してもよいと言っているその条件とは、どういう条件か。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ 先ほども申し上げたように、どうせやるなら隣接地も含めてやりたいという話だとか、用途制限の部分まで緩和してもらえるのかどうかとか、あるいは、端的に言って土地がいくらになるのかということももちろんある。インフラ整備、造成も含めて今の更地での値段は一応ある。平米幾らというのがあるが、それにインフラ整備なり、分譲なりをしたときにそれがいくらオンになるのか、あるいはそれを公共がやるのか、自分たちがやったほうが安上がりにつくと判断されるのか、値段の問題だ。そこら辺が条件というか、クリアしていかなければなかなか乗っかりにくいということであろうかと思う。

○板倉 一幸委員

- ・ 難しい条件もある。すぐさまそれに答えられる条件ばかりではないわけだから。それはわかった。また改めてどこかの時点で聞きたいと思う。
- ・ 市民ニーズの把握のところ、例えば住宅にかかわっても、当該区域の人たちの住宅状況とか、そういうことで4割の市民が住み替えの意向を持っているとおっしゃっていたが、それはその調査結果だからそれがいいとか悪いとかじゃないが、ただ、福祉コミュニティエリアのコンセプトというか、要は別に住み替えさせるためにつくるわけじゃない。それが、住み替えの意向が高いからということであれば、何のためのコミュニティエリアだということになるが、そのコンセプトはこの結果によって何らかの変化があったのか、あるいは従前のまま、このあとも作成に向けてやっていくのかについてはどうか。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ この福祉コミュニティエリアが、要は地域福祉が整って、地域包括ケアシステムが整ったモデル的な——それが全市になるのが望ましいが、先行的にここでモデル的なことができないだろうかと、そういうエリアになるのであればそういったところに住みたいという方が出てきているのか、その4割という数字に表れているのかと思う。ただ単に住宅地をつくってそこに引っ越してくださいということではなくて、福祉の整った街並みにできたら、そういうまちなら私たちも住んでみたいというようなことを含めての4割という数字なのかと思っている。

○板倉 一幸委員

- ・ 今日のところはこれで。

○佐古 一夫委員

- ・ 一つだけお聞きしたいが、今アンケートをとってこういう状況だ、厳しいというか。この計画が今策定中の介護保険事業計画とか、高齢者計画とか、障がい者計画、これらに及ぼしている影響はあるのか。計画は今年度中につくらなければいけないが。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ 指摘のとおり、介護保険事業計画を今年度中にまとめるべく、作業を進めており、年明けにも委員会に案の形でお示しをさせていただけるのかと思っているが、現在の3カ年の介護保険事業計画の中では一定程度、特養含めて、施設整備をやってきている。522床のベットを用意するというので進めてきたわけだが、次の介護保険事業計画の中で、数字がまだ固まっているわけではないけれども、

それよりは下回るが一定程度の待機者がまだまだいるので、用意をしていくという計画にはなると思っている。その中でも地域的な偏在もあるので、できればあまり施設整備の整っていない地区から、そういった施設整備をしていく必要があると思っているけれども、この福祉コミュニティエリアの中でも、やはりそういった介護施設を整備することによって福祉の整ったモデル的なエリアにしたいと思っているので、やはり一定程度このエリアに特養等の施設整備をしていくことを前提とした介護保険事業計画——ここにオンするというのではなくて、待機者をもとに推計をした次の3カ年で必要な整備数の一部は、ここに優先的に整備していただくということは考えていきたい。

○佐古 一夫委員

- ・ 前にもちょっと似たような質問して、そのときも必ずしもここに資力を集中するのではないと。だけど大方は何かそういうイメージを持っている、いろいろ聞くと。今度の3カ年計画に応募しても、どうせここに持ってかれるのではないかと言っている方が多い、そう思ってる方が。それであえてまた聞いて、決してそういうことでなく、今部長が言ったのは、もちろんここにも計画の一部は回すけれども、大半のものは従来の全市的な平均的な計画のなかでやっていきたいということなのだろう。ちょっとイメージが先行している。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ 次の3カ年ではここにしか整備しないということは考えていない。考えていないが、そのうちの何割がここを想定するのかというと、今時点ではまだなかなか詰め切っていないところではあるけれども、半分ぐらいはここに持って来ればなど。ちょっとまだ時間をいただきたいが、8割方市内全域で、1割、2割だけがここだということではないのではないかと。やはり半々ぐらいにはなるのかと。ちょっとまだ現時点で明確には答えられないが。

○佐古 一夫委員

- ・ 今部長からちょっと踏み込んだ答弁をいただいたが、それで聞きたいのが構想自体がそういうつもりでいたとしても、本当に実現するのか。ただ、福祉だけに限ればきっと手挙げはあるかもしれない。でもこの目玉は、全体の、福祉だけ食べてしまって、あと残って広大な更地が雑草になるということにはしたくないわけだ、市とすれば。だから最後の最後まで福祉と関連したそれで進めて行く。だけれども一方では、こういう状況もあるということで聞いたが、まだ難しい、今時点でもうちょっと踏み込んでっていうのは。ただ、今半分ぐらいっていうから、まあまあだ。終わる。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 先ほど部長から、このコミュニティエリアについては平成26年度中にまとめると、きょうが12月中間報告と、後3カ月しかないわけだが、そういうなかでこういう報告が上がってきたが、市民ニーズのいろいろな民間の業者にも聞いているが、市民ニーズの把握は果たしてこれで十分なのかと、私はちょっと不安に思っているところだ。市民アンケートに関しては、回収率が34.7%。じゃあ、何%あったらいいのかと言われると大変難しいが、この34.7%の答えた方々のアンケートで、例えば約4割が住み替えの意向を持っているとか。後、インタビューは150人、市民のワークショップは地区住民の方17名の参加なわけだ。そういう意味では市民ニーズ、この地域に住んでいる例えば地区組織とか、町会関係の方々だとか、そういうほかの形での市民ニーズをさらに把握していこうというの

は、今のところないのか。これで市民ニーズは把握したと捉えているということによろしいか。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ 市民ニーズの把握について、今回3つの手法で実施させていただいた。ワークショップでお越しいただいた日吉、山の手地区の住民17名というのは、町会の役員の方々に主に声をかけて来ていただいたということはある。それからアンケート調査については、30%が高いのか低いのかということはもちろんあるけれども、一般的に、統計学的にというか、住民の意向、市民アンケート等を行う場合には、回答数として400票あると90%の信頼で行われるとなっているので、一般に市のアンケート調査等は2,000票の発送をして3割、4割来ると400票は超えると、こういった考え方でやってきているので、特にこれだけが低いということではないと思っている。中間報告という形で現時点でまとめさせていただいたので、皆さんお忙しい時期で大変恐縮だが、12月13日土曜日にシンポジウムを開催させていただいて、市民の方々にもお越しいただいて、この中間報告も説明をして御意見を伺ってまいりたいと考えている。

○斉藤 佐知子委員

- ・ わかった。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 私もこれ読ませていただいた。私、この間ずっと言ってるのが、この福祉コミュニティエリアに建物だけを建てて、福祉エリアにするのではないかと何回も聞いているのだけれども、地域包括ケアシステムを構築するモデル的な地域ということをずっとうたっているが、今この中間報告を聞くと、ハード面しか見えてこない。じゃあ、その構想を地域包括ケアシステムのモデル的なエリアにどうしたらなるのかと私も考えているが、やっぱり民生常任委員会で視察に行った千葉県柏市。そこはこういうエリアの中にきちんと行政が入って、地域包括ケアは福祉のことに限っては地域包括支援センター、医療のことに限っては行政が担当して、相談に乗ってかかりつけ医につなげる。そういう関係プレーをやっている。その中できちんと地域包括ケアシステムで安心してこの地域に住んで、安心して介護が受けられる、安心して医療を受けられる、そういうエリアにしていかなければならないとずっと思っている。そういった意味で改めて、今、いろいろ事業者を探しているということだが、やはり保健福祉部の役割、そこら辺が私は重要だと思っていて、民生常任委員会の調査のまとめにもいろいろ盛り込まれてるけれども、そこに行政の役割、ただ事業者をかき集めて買ってもらうとそこをやってもらおうとかだけではなくて、そこをもう1回確認したい。しつこいようだがお願いします。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ 今回の中間報告の段階では、やってくれるところがあるのかないのかというところがまず、やってくれるところがなければ先に進まないの、そこに重きが置かれた中間報告になってしまっているのは事実だが、地域福祉なり、地域包括ケアシステムなりを実現するためのモデル地区としてやるということに、それはベースとしてあるので、その上でやってくれるところがあるかないかということによって現在の中間報告にまとめさせていただいた。全体をコーディネートする機能が重要だという認識は持っており、まとめのほうにも書かせていただいたけれども、そういったものを担ってくれる事業者を今探しており、何でもかんでも買ってくれるところには売りますということではないので、そうい

ったつもりであれば何も保健福祉部が担当してこれをやる必要もないわけで、保健福祉部がやっている以上、そういった視点は持ちながら取り組んでいきたいと思っている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ わかった。そういう視点でよろしくお願ひしたいと思う。
- ・ インフラ整備の扱いだか、行政がやるか民間がやるかでメリット、デメリット書かれているが、あの土地のインフラ整備となると、北高跡地のフットボールパーク、あそこの雨水の処理の方法もきちんと計算して行われているということを知った。今、計画している福祉コミュニティエリアのインフラ整備も、私は非常に重要なところがあると思っている、下手すると寺の沢川に雨水を全部流してしまうとなった場合、寺の沢川の許容範囲があふれてしまうと懸念している人たちもいる。私もちゃんと聞いているので、そこら辺はきちんと保健福祉部も頭におきながら、インフラ整備を民間にするか、市でやるかを考えてほしいが、今の時点で、ここに書かれている市が整備する場合は期間が長期化するとかいろいろ問題点は書かれているが、こういう意見は今までなかったのか。

○保健福祉部長（種田 貴司）

- ・ この中間報告のまとめに当たっても、考え方の時点から企業局、上水、下水、それから土木、関係部局で課長会議、部長会議を逐次開催してきており、当然そのことについては私ども承知しているし、民間がやろうか公共がやろうかそういった条件については変わらないので、民間がやったからどこか見直すとか、そういうことはあり得ないので、しっかりとのみ込めるボリュームを計算して、のみ込めるような設計をしながら進めて行くことになる。

○市戸 ゆたか委員

- ・ わかった。よろしくお願ひする。
- ・ 市民ニーズたくさんとられているが、私もそれなりに話を聞いてて思っているが、いろんな施設がたくさんできたとしても、今の自分たちがもらっている年金で入れるような介護施設、サ高住、サ高住がいいか悪いかはあるが、そういう低い年金の人たちも入れるような施設を考えてほしいと意見をいただいていると思うが、その点についてはどういう方向で考えているのか。

○保健福祉部参事3級（桐澤 睦巳）

- ・ ここに整備される、例えば次の第6期の計画で整備される介護施設は、介護の選定基準にのっとってやるわけだ。今の第5期の施設整備も、選定の際には利用料金が低いところ、あるいは職員の処遇がよいところに重点を置いて選定されたものだから、現在でも選ばれた選定事業者、グループホームも含めてのサ高住、老人ホーム等、かなり低い利用料金で、家賃ベースでいうと2万9,000円、生活保護基準以下でやるか、そういうところに標準をおいて選定をしているので、今後もそういうことで進めてまいりたいと思っているので、その辺は大丈夫かと思っている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ まだまだこれから検討していくと思うので、市民の皆さんの意見を参考にさせていただきたいということをし述べて終わる。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ ほかに発言あるか。（なし）

- ・ 理事者におかれては、本日の議論を踏まえ、今後の対応を進めていただきたいと思います。
- ・ 理事者は退室願う。

(保健福祉部 退出)

- ・ 議題終結宣告
-

(3) その他

- ・ 議題宣告
- ・ 各委員から何か発言あるか。板倉委員。

○板倉 一幸委員

- ・ 先般、11月7日付で北海道医師会並びに北海道小児科医会の両団体の皆さんから、北海道における日本脳炎ワクチンの定期接種化に関する要望ということで、要望書が提出をされており、その文章をよく読ませていただいた。現在は北海道については日本脳炎ワクチンの予防接種法の規定に基づいて予防接種を行う必要がないと認められる区域になっているということだが、地球温暖化の影響だとか、あるいは本州との人的な交流だとか、特に函館は再来年3月には北海道新幹線が開業して、本州との交流が非常にふえてくるということで、そういった対象の区域から来る方々も一挙にふえていくことが考えられるので、要望書もいただいているが、当民生常任委員会としても、日本脳炎ワクチンの予防接種に関する意見書をぜひ委員会として提出をしていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願います。

○委員長(日角 邦夫)

- ・ ただいま、板倉委員より日本脳炎ワクチンの予防接種に関する意見書案について民生常任委員会から提出したい旨の提案があった。いかがか。(異議なし)

(事務局から意見書案配付)

- ・ 当委員会から議長に意見書案を提出する、その文面含めてだが、よろしいか。(異議なし)
- ・ 文案については配付のとおり議長に提出することとし、条項、字句の修正については委員長に一任願いたいと思うが、これに異議ないか。(異議なし)
- ・ 以上で本件を終了する。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 別件で。

○委員長(日角 邦夫)

- ・ その他どうぞ。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 12月1日に学童保育に関する要望書が議会に届いており、この要望書では、今民生常任委員会として行われている調査の中で、学童保育の施設を見学してほしいということと、当連絡協議会との懇談をお願いしたいというのが趣旨として書かれており、今日その結果を出してもいいが、ちょっと検討課題にさせていただきたいとお願いしたいと思う。

○委員長(日角 邦夫)

- ・ 今、市戸委員より、学童保育に関する要望書について施設の見学及び懇談・・・

○市戸 ゆたか委員

- ・ 学童保育連絡協議会との懇談をお願いするというので、3項目について書かれているが。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ この場で議論あればしていくし、会派に持ち帰って検討ということもあるが、皆さんどうか。

○板倉 一幸委員

- ・ 会派に持ち帰って一度検討させていただきたいと思う。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 市戸委員、よろしいか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ はい。

○委員長（日角 邦夫）

- ・ それでは、会派に持ち帰って検討していただくということでよろしく願います。
- ・ その他ほかにないか。（なし）
- ・ 議題終結宣告

3 その他

○委員長（日角 邦夫）

- ・ 各委員から何か御発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣告

午後2時54分散会